

「わかやま何でも帳」デジタルブック制作業務委託仕様書

1 委託業務名

「わかやま何でも帳」デジタルブック制作業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 目的

本県において、郷土の先人や歴史、文化などへの理解を深めるとともに、ふるさとへの愛着を高め、ふるさとに貢献しようとする人を育てるため、「わかやま何でも帳」を制作している。

本業務では、「わかやま何でも帳」デジタルブックを制作することにより、1人1台端末で、必要な時にその場ですぐ閲覧できるようにすること、また、小・中学校、高等学校及び特別支援学校でふるさと学習に対する意欲をさらに高めること、県内だけでなく県外の人にも広く和歌山の魅力を知ってもらうことを目的とする。

4 デジタルブックの機能要件

(1) 基本要件

ア 本県が提供する紙媒体冊子「わかやま何でも帳」の原稿（InDesignファイル。約500点の写真及びイラスト含む。）に準ずる構成（別紙参照）で、当該デジタルブックを制作すること。なお、協議の上、本県において受託者が提案する変更を承認する場合は、この限りではない。また、本県からの軽微な内容の追加及び修正に応じること。

イ 当該デジタルブックの提供形態は、オンプレミスではなく、データセンターを活用したクラウド形態(SaaS)又はレンタルサーバーによること。その場合、当該サービス提供を行う事業者（以下、「クラウドサービスプロバイダー等」という。）が、ISO/IEC 27001:2013認証を取得していること。

ウ 当該デジタルブックは、保守・保全の場合を除き24時間365日利用できること。

エ 本県のホームページ上にリンクを掲載できるようにするとともに、リンク先を示すアイコンのデザインを提案し、作成すること。

オ 受託者は本契約が終了し、又は解除されたときは、本県がデジタルブック制作にあたり、クラウド上又はサーバー上に保存したすべてのデータを受託者と本県との間で合意した方法により、本県に引き継ぐこと。

カ 契約期間中に、外部環境や外部サービスの仕様変更があった場合でも、本県に費用負担や作業負担がなく、継続的にサービスが提供できること。

(2) デザイン

文字や画像、アイコンなどは、カラーユニバーサルデザインを考慮し誰が見ても分かりやすいデザインにすること。また、利用者にとって、分かりやすく、操作性が高く、効率的な学習が可能な設計とするため、後述の

機能以外にも有用な機能やコンテンツがあれば提案すること。

(3) テキスト目次

ア 巻頭の目次ページから目的のページへ遷移できること。

イ 途中のページにおいて、テキスト形式の目次を表示するとともに、選択したページへ遷移することができること。

(4) 付箋（メモ書き）機能

3色以上の付箋機能と、付箋に文字の入力及び修正ができること。

(5) 検索機能

ア デジタルブック内の検索したキーワードがハイライト表示されること。

イ 検索結果をクリックし、検索されたページへ遷移できること。

(6) レイアウト

紙媒体の冊子と同様、見開きに2ページとすること。

(7) 画面遷移機能

「進む」ボタンを押すことで、1ページ分進むようにすること。また、「戻る」ボタンを押すことで、1ページ分戻るようにすること。

(8) 音声読み上げ機能をつけること。

(9) 高画質印刷

文章、写真などを選択し印刷できるようにすること。

(10) 拡大表示

文字、写真や図の拡大表示に対応すること。また、タブレット等のタッチパネルにおいて、ピンチイン・ピンチアウトに対応すること。

(11) リンク

デジタルブック内のURL等に対し、関係ウェブサイトへのリンクを設定すること。また、第1章から第6章の間で、「第7章 和歌山ゆかりの先人」の人物名が、掲載された箇所にリンクを設定し、第7章の当該人物ページに遷移できるようにすること。

(12) アクセスログ

デジタルブックのトップページ及び各ページのアクセス回数が見られるようにすること。

(13) PDF表示ボタン

デジタルブックをPDF形式で1ページずつ表示できるようにすること。

(14) 独自提案

上記以外にも有用な機能やコンテンツがあれば提案すること。

5 デジタルブックの環境要件

(1) 基本要件

ア 利用者は、Google Chrome、Microsoft Edge、Safari等の一般的なインターネットブラウザを使用し、インターネット環境に接続し利用できること。また、それぞれ最新のバージョンで動作すること。

イ 一般的なパソコン、タブレット、スマートフォンで閲覧できること。

6 初期導入支援の要件

(1) 基本要件

- ア 当該デジタルブックを導入し、契約期間中の利用を可能にするとともに、当該デジタルブックに必要な環境設定・支援を行うこと。
- イ 当該デジタルブックの制作、運用・保守に関する本県からの問合せ・相談に対応するとともに、必要に応じた情報提供を行うこと。

7 各種説明資料作成支援

利用者向け操作マニュアルや具体的な運用手順(デジタルブックの閲覧・管理方法等)の資料を整備すること。

8 外部サービスの選定要件

受託者は、(1)～(9)の要件を遵守するものとし、プロジェクト計画書において提示すること。

ただし、アプリケーション提供事業者(受託者)が、ISO/IEC27001:2013認証を取得しており、クラウドサービスプロバイダー等がISO/IEC27017:2015認証もしくはPCI DSSを取得している場合、(1)～(9)の要件は不要とする。

(1) セキュリティ対策・体制

- ア サービス提供を行う組織若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、県の意図しない変更が加えられないための管理体制について提示すること。
- イ 情報セキュリティインシデントが発生した場合に、被害を最小限に食い止めるための対処方法(対処手順、責任分界、対処体制等)について提示すること。
- ウ 障害や情報セキュリティインシデントの発生、監査結果等によって、情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められた場合の対処(改善の実施等)方法について提示すること。

(2) ログ取得

外部サービス上におけるアクセスログ等の証跡に係る保存期間について、1年間の保存が可能であること。その手法について提示すること。

(3) 脆弱性対策

外部サービス上の脆弱性を発見する方法があり、実施可能であること。その手法について提示すること。

(4) 不正アクセス対策

通信内容を監視する等により、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知できること。

(5) 機器停止

機器に異常があった場合、検知できること。また、機器を死活監視し、停止した場合、検知できること。

(6) データ取扱い時の権限管理

データの取り扱いについて、権限管理及びアクセス制御ができること。

(7) 保守端末

保守端末及びサーバーは、認証管理、持出管理、施錠管理、ログ管理等によりセキュリティを確保していること。

(8) データ消去

データを消去する際は、ISO27001 に準拠してデータを復元できないように電子的に完全に消去又は廃棄すること。

(9) セキュリティ監査

情報セキュリティ監査の受入れが行われていること。

9 提出物

委託業務に係る提出物は、以下のとおりとする。なお、本県が特に指定しない限り電子データで提出すること。

(1) プロジェクト計画書

受託者は、契約締結後、速やかに本業務における作業概要、作業工程、スケジュール、実施体制（組織体制及び業務責任者、各業務担当者等の名簿）及びプロジェクト管理方法・外部サービスの選定要件等を記した「プロジェクト計画書」を提出すること。

(2) 各種マニュアル等

7で作成する操作マニュアル等について、作成後速やかに提出すること。

(3) 議事録

会議等を開催した際は議事録を作成し、速やかに電子データで提出すること。

(4) その他

委託業務の実施に当たり、本県が必要と認めるもの。

10 保守・運用対応の要件

(1) 基本要件

ア 導入した環境について、契約期間中の利用を可能にするとともに、契約業務を継続するために必要となる保守・運用対応を実施すること。

イ ソフトウェアのバージョンアップについては、その適用の判断に必要な調査・評価を行い、本県と協議の上、提供及び適用作業を行うこと。

ウ 当該デジタルブックの性能や品質の強化、新たな機能の追加等の提案を行う場合は、本県と協議の上、契約の範囲内において継続又は代替措置できるように対応するほか、契約の範囲を超える場合は、本県と協議の上、実施すること。

(2) 障害対応

ア システム障害等が発生した場合は、直ちに障害情報を報告し、速やかに正常な状態に回復させること。

イ 計画的なサービス停止以外の要因によりサービスが停止した場合には、代替手段を用意し、サービスの安定的な運用に努めること。

(3) バックアップ

ア 定期的にデータのバックアップを行うこと。

イ バックアップを行う際は、当該デジタルブックの利用に影響を与えない

ようにすること。

ウ 当該デジタルブックの利用が終了した場合、県から要望があった場合は、クラウド上又はサーバー上に保存されているデータの廃棄及び InDesign 形式及び PDF 形式による電子データを提出すること。

(4) 計画的なサービス停止

受託者がデジタルブックに係るサービス（以下、「サービス」という。）を停止する場合は、サービス利用者への影響を考慮し、遅くともサービス停止の7日前までに本県と協議の上、決定すること。その際、サービスの利用に支障がないよう代替手段等を提示すること。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りでない。

11 スケジュール

全体スケジュールは以下のとおり予定している。詳細なスケジュールについては、落札後すぐに県担当者と協議の上作成し、県の承認を得ること。

令和6年10月～12月下旬	試行版の制作
令和7年1月～	県担当者による試行版の確認・修正依頼
令和7年2月中旬～	県内全小・中学校、高等学校及び特別支援学校における一斉アクセス等に対する動作試験（※）
令和7年2月末	納品及び検査
令和7年4月運用開始	

(※) 利用状況をモニターし、動作に問題がないかどうかを確認し、必要に応じて対処案を提示すること。

12 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た本県固有の機密を、本契約の継続中はもとより、本契約が終了し、又は解除された後においても、第三者に漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、本業務委託遂行の際は、上記の指示事項その他の必要要件について十分協議を行うとともに、県の指示を受けること。また、作業内容等について疑義が生じた場合には、速やかに県と協議の上対応すること。
- (3) 受託者は、成果物に瑕疵が見つかった場合には、本業務委託完了後においても速やかに県の指示に基づき、関係図書等の改正を行わなければならない。なお、同改正作業に要する費用は、すべて受託者の負担によるものとする。
- (4) 本県が提供する資料等は、その管理に万全を期すとともに、本業務を遂行する以外の目的で使用してはならない。
- (5) 本契約に基づいて作成された成果物及びデータの著作権（第三者が作成した著作物の著作権は除く）は和歌山県に移転する。
- (6) 本業務の実施に係る一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。

別紙

Contents	ページ番号	ページ数
表紙		2
中表紙		1
改訂に寄せて		1
目次		3
序章 ふるさと和歌山	1	1
第1章 和歌山のすがた		7
①自然環境	2	
1 和歌山県の地形	2	
2 和歌山県の地質	2	
3 山地のすがた	3	
4 河川がつくり出す地形	3	
5 和歌山県の河川	4	
6 地形別面積と土地利用現況面積の割合	4	
7 海岸・海底の地形	4	
8 本州最南端「潮岬」	4	
②気象	5	
1 気候	5	
2 データでみる、和歌山県の降水量・気温	5	
③人口・世帯	6	
1 和歌山県の人口	6	
2 データでみる、和歌山県の人口	6	
④市町村	8	
1 市町村の合併	8	
2 日本唯一の飛び地の村「北山村」	8	
第2章 和歌山の自然	9	14
①和歌山の森林	9	
1 和泉山脈の自然	9	
① かつての暮らしを支えた里山	9	
② 里山の今	9	
2 熊野の森めぐみ	10	
① 紀州備長炭と様々な食料	10	
② 熊野の林業	10	
②和歌山の海	11	
1 海の生き物	11	
① 魚類・貝類の多い3種類の海	11	
② 紀伊水道の生物	11	
③ 枯木灘の生物	11	
④ 熊野灘の生物	12	
⑤ 海をきれいにする海岸の生物	12	
2 海のレジャー	12	
③和歌山の川	13	
1 熊野川	13	
2 紀の川	14	
3 日置川と古座川	14	

④和歌山の温泉	15	
1 海の温泉 白浜温泉・勝浦温泉	15	
2 山の温泉 龍神温泉・熊野本宮温泉郷	15	
⑤和歌山の植物	16	
1 高野山・熊野の植物	16	
2 那智原始林	16	
3 和歌山県の地名にちなんだ植物	16	
⑥和歌山の動物	17	
1 ウミガメの上陸する浜	17	
2 和歌山県の地名にちなんだ昆虫	17	
3 和歌山県にゆかりのある天然記念物～紀州犬～	18	
⑦和歌山県レッドデータブック	18	
⑧和歌山の自然災害と防災対策	19	
1 地震・津波	19	
2 風水害	20	
① 過去の発生状況	20	
② 紀伊半島大水害	20	
3 防災・減災対策	21	
① 避難場所安全レベル設定と避難カード	21	
② 避難情報の発令の支援	21	
③ 津波観測情報の活用	22	
④実践的な訓練	22	
第3章 和歌山の経済	23	14
①和歌山の経済	23	
1 和歌山の経済	23	
2 和歌山の産業の特徴	23	
②和歌山の農業	24	
1 果樹王国和歌山	24	
2 有田みかん	25	
3 みなべ・田辺地方の梅	25	
4 将来に向けて	25	
5 データでみる、和歌山県の農業	26	
③和歌山の林業	27	
1 紀伊山地の森林と林業	27	
2 川と山村	27	
3 保安林	28	
4 データでみる、和歌山県の林業	28	
④和歌山の水産業	29	
1 瀬戸内海の漁業	29	
2 太平洋沿岸の漁業	29	
3 世界初！マグロの王者・クロマグロの完全養殖成功！	29	
4 捕鯨の町・太地町	30	
5 データでみる、和歌山県の水産業	30	
⑤和歌山の工業	31	
1 高度経済成長と工業の発展	31	
2 世界に誇る和歌山の技術	31	

3 伝統産業	31	
4 データでみる、和歌山県の工業	32	
⑥和歌山の観光	33	
1 「和歌山ならではの」の観光資源を活かした観光客誘致	33	
① 高野山	33	
② 熊野地方	33	
③ 温泉	34	
④ 自然	34	
⑤ 和歌山のおもてなし	35	
2 みどころ満載	35	
3 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」	36	
4 データでみる、和歌山県の観光	36	
第4章 和歌山の歴史	37	16
①旧石器・縄文・弥生時代	37	
1 最初の住人	37	
2 貝塚にみる縄文時代の生活	37	
3 米づくりのはじまり	37	
②古墳時代	38	
1 古墳文化の広がり	38	
2 大谷古墳(史跡)	38	
3 岩橋千塚古墳群(特別史跡)	39	
③飛鳥・奈良・平安時代	40	
1 律令制と紀伊国	40	
2 天皇たちの行幸	40	
3 紀伊国で詠まれた歌	40	
4 空海と高野山	41	
5 熊野三山	41	
6 熊野参詣道	42	
④鎌倉・室町時代	42	
1 源平の争乱と紀伊国	42	
2 南北朝の動乱と紀伊国	42	
⑤戦国・安土桃山時代	43	
1 戦国時代の紀伊国	43	
2 織田信長の雑賀攻めと鷲森本願寺	43	
3 羽柴秀吉の紀伊平定	43	
⑥江戸時代	44	
1 和歌山城	44	
2 「御三家」紀伊徳川家と徳川頼宣	44	
3 名君、8代将軍徳川吉宗	45	
4 紀伊流の土木技術	45	
5 海上交通の発展と紀州廻船	45	
6 異国船の来航	45	
7 幕末の紀州藩	45	
⑦明治・大正・昭和(戦前)時代	46	
1 近代国家のモデルとなる藩政改革	46	
2 廃藩置県と和歌山県の成立	47	

3 稲村の火・生ける神	47	
4 ノルマントン号事件とエルトゥール号の遭難	48	
5 地場産業の興隆	49	
6 和歌山大空襲	49	
⑧昭和(戦後)・平成・令和時代	50	
1 自然・文化	50	
① 天神崎の「ナショナル・トラスト運動」	50	
② ラルサーム条約と串本のサンゴ	50	
③ 南紀熊野ジオパーク	50	
2 JAPAN EXPO (地方博覧会)	50	
① JAPAN EXPO 世界リゾート博	50	
② JAPAN EXPO 南紀熊野体験博	50	
3 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会	51	
① 黒潮国体	51	
② 紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会	51	
4 紀の国わかやま総文2021・紀の国わかやま文化祭2021	52	
① 紀の国わかやま総文2021	52	
② 紀の国わかやま文化祭2021	52	
5 和歌山県誕生150年	52	
第5章 和歌山の文化	53	9
①和歌山の食文化	53	
②和歌山の祭り	54	
③和歌山の文化財	56	
1 和歌山県の国宝 (建造物)	56	
2 国指定史跡一覧	56	
④和歌山の遺産	57	
1 世界遺産	57	
2 無形文化財	57	
3 世界農業遺産	57	
4 日本遺産	57	
5 日本農業遺産	58	
⑤和歌山県の民謡・童話	59	
1 安珍清姫の悲恋物語	59	
2 狩場明神	59	
3 鞠と殿様	59	
⑥和歌山の方言	60	
⑦スポーツ・芸術	61	
1 野球王国和歌山	61	
2 和歌山にゆかりのある芸術家たち	61	
第6章 和歌山のお国自慢	62	3
第7章 和歌山ゆかりの先人	65	44
資料	109	1
協力者 表紙の解説等		1
総ページ数 (空白部 3ページ分を除く。)		117